

日本モデルからの離脱 ——民国初期の教育方針と『新編中華修身教科書』

方 光鋭

要旨： 中華民国が成立した直後、民国初代教育総長蔡元培は「對於新教育之意見」を発表し、民国の新教育精神を示した。新教育精神はそれまで日本モデルとしてきた旧教育方針を修正し、中国の伝統的倫理道徳と西洋の近代的モラルを過剰に強調しつつ、国粹と欧化の融合を極力図ろうとしている。本論は新教育方針を分析した上で、当時中華書局の看板シリーズであった『新編中華修身教科書』を中心に分析した。同じ徳目において「近代的」と「前近代的」主旨が齟齬しながら混在し、「欧化」と「国粹」が不連続に振じれた姿を示している。近代化の焦慮の中で中国知識人が日本モデルという文化的媒介を次第に離れ、独自性を探ろうとする複雑な様相が浮かび上がっているといえるだろう。

キーワード： 日本モデル、『新編中華修身教科書』、欧化、国粹

はじめに

1912年1月1日、中華民国が成立した。1月19日、民国教育部は「普通教育暫定辦法及課程標準」¹、2月11日、民国初代教育総長蔡元培が「對於新教育之意見」を発表し、民国の新教育精神を示した²。各書局（出版社）は新教育精神に応じ、驚異的なスピードで新教科書を制作し

¹ 『臨時政府公報』第4号、1912年1月19日、『蔡元培先生全集』（孫常煒編、台湾商務印書館、1968-1991）に収録、pp.1041-1044

² 「對於新教育之意見」は蔡元培が教育総長に就任された直後、発表され、1912年2月8、9、10日『民立報』、1912年2月10日『教育雜誌』（第3巻第11号）、1912年4月『東方雜誌』（第8巻第10号）に掲載されている。1912年9月、北京の教育部は『教育宗旨令』を発表し、「茲定教育宗旨，特公布之，此令。注重道德教育，以实利教育、军国民教育辅之，更以美感教育完成其德。中华民国元年九月初二日部令第二号」（『教育雜誌』第4巻第7号、1912年10月10日出版）（教育宗旨が定め、この令をもって公布する。道德教育を重視し、実利教育、軍国民教育でこれを補い、更に美感教育を完成させる。中華民国元年9月2日、部令第2号。筆者訳。）

ていた。1913年8月中に民国の代表的な出版社であり、ライバルでもある商務印書館と中華書局は、『申報』の第一面に商務印書館と日本との合弁を火種とする一連の問題をめぐって「教科書宣伝合戦」が繰り広げられた³。そうした背景において、民国初期の修身教科書は編輯方法、徳目の設定などの面で、依然として日本モデルに依存している部分が見られるが、その一方、民国の修身教科書が日本モデルを次第に離脱していく部分も見られる。本論は後者に焦点を当てて、「教科書革命」のスローガンを掲げた中華書局の看板シリーズ『新編中華修身教科書』(1913)を中心に上げる。民国の新教育精神を分析した上で、清末から中国の修身教科書に大きな影響を与えた日本国定一期修身教科書及びライバルの商務印書館の修身教科書と比較し、その軌道修正の実体をテキストに沿って具体的に検討する。その軌道修正の背景、プロセスは20世紀初頭から中国に広がった「国民性改造」思潮とも緊密にかかわっているが、これに関する具体的な分析は別稿を用意する予定である。

清末以後の修身教科書についての先行研究は、史的な研究に偏る傾向があり、日本の教科書の翻訳、模倣は頻繁に言及されているが、その具体的なテキスト分析は極めて少ない。中国の日本教科書の翻訳、紹介は1903-1909年にピークを迎え、1910年代までに次第に衰えており、その後はアメリカモデルに切り換えた⁴。日本教科書の翻訳が衰えていくプロセスにおいて、日本教科書モデルがいかに崩れていったのかについては、これまでほとんど注目されてこなかった。本論はこの問題を追究したいと思う。

第1節 蔡元培「対於新教育之意見」(1912) ——日本モデルへの修正

1912年2月11日、中華民国の初代教育総長蔡元培が発表した「対於新教育之意見」(新教育への意見)には「軍国主義」、「実利主義」、「徳育主義」、「世界観教育」、「美感教育」の新教育宗旨が示されている⁵。この教育宗旨の五綱は、1912年9月北京教育部公布「教育宗旨令」に盛り込まれ⁶、民国以後の新教科書作りの指針ともなった。そこで、「新教育への意見」が光緒新政

³ 樽本照雄『初期商務印書館研究 増補版』(清末小説研究会、2004年、p.349)を参照。

⁴ 畢苑『建造常識：教科書と近代中国文化転型』(福建教育出版社、2010年)附録六「清末民初的漢訳中小學用日本教科書(1890-1915)」を参照。

⁵ 蔡元培「対於新教育之意見」は1912年2月8、9、10日『民立報』、1912年2月10日『教育雑誌』(第3巻第11号)、1912年2月11日『臨時政府公報』(第13号)、1912年4月『東方雑誌』(第8巻第10号)に掲載されている。

⁶ 「教育宗旨令」の原文は「注重道德教育，以实利教育、军国民教育辅之，更以美感教育完成其徳。」(道德教育を重視し、実利教育と軍国民教育を以って補い、更に美感教育で完成させる。筆者訳。)である。

以来の日本をモデルとした旧教育方針に対して、どのように軌道修正を行っているのかについて検討する。

1.1 欧米教育理念の混合物

1906年、清学部は「忠君、尊孔、尚公、尚武、尚実」という教育宗旨五綱を定め、公布した。蔡元培は「軍国主義、実利主義、德育主義、世界観教育、美感教育」という民国教育宗旨の新五綱を挙げ、古い五綱と対照させて、「忠君は共和政体に合わず、尊孔は信教の自由に違反し、尚武は軍国主義であり、尚実は実利主義であり、尚公は公民道徳と比べれば範囲の広狭が違っているが、主旨は同じである。古い五綱では世界観と美育が論じられていないが、私はとりわけ重視する（筆者訳）」と説明している。要するに、清教育宗旨の五綱から「忠君」、「尊孔」が削除され、「世界観教育」と「美感教育」が加えられて、民国の新教育方針となっている。古い五綱における「忠君」、「尊孔」は中国の伝統的道徳であり、「尚公」、「尚武」、「尚実」は伝統的的道徳に欠けており、近代化のために新たに吸収すべきと考えられた部分である。それは明らかに日本の「教育ニ関スル勅語」（1890）を参考にして作成されたのである。「忠君」、「尊孔」は中国の伝統道徳であると同時に、日本の「教育ニ関スル勅語」のキーワードでもある。そもそも、清末の教育改革が日本をモデルにしたのは、従来言われてきたように、張之洞『勸学篇』の「道近」（道が近い）、「費省」（費用が少ない）を直接的な理由の他に、明治12年の「教学大旨」以来、日本の学校教育が儒教主義を取ってきており、日本から西洋の近代知識を摂取できると同時に、中国の伝統的倫理道徳にも合致しているという、清朝廷にとってまことに都合の良い根本的な理由があった⁷。民国以後、君主が存在しなくなり、「忠君」は当然削除された。新教育宗旨において「尊孔」が削除されたのは、事実上、日本を範に取る最も重要な動機が無くなったことを意味した。そのかわりに「世界観教育」と「美感教育」が新たに加えられたのである。

「世界観教育」について蔡元培は次のように述べている。

循思想自由言论自由之公例，不以一流派之哲学一宗门之教义桎其心，而惟时时悬一无方体无始终之世界以为鹄。如是之教育，吾无以名之，名之曰世界观教育。

（思想の自由、言論の自由の公理を求めて、一流派の哲学、一宗門の教義に縛られず、常

中華民国元年九月初二日付、北京教育部公布「教育宗旨令」、『教育雑誌』（第4巻第7号）、1912年10月10日出版。

⁷ 汪婉『清末中国対日教育視察の研究』（汲古書院、1998年12月）を参考。

に形もなければ終始もない世界を鵠的とする。このような教育を何と名前に付けるか分からないので、世界観教育としておく。) (筆者訳、以下同じ。)

「一流派の哲学、一宗門の教義に縛られず」として儒学主義の教育理念を棄てると明白に述べていないが、「思想の自由、言論の自由の公理」の主張は明らかに目を西洋に向き始めた兆しであった。

また、「美感」については以下のように説明している。

美感者合美丽与尊严而言之，介乎现象世界与实体世界之间而为津梁。此为康德所创造，而嗣后哲学家未有反对只者也。(中略) 欧洲近世教育家，如海尔巴托氏纯持美育主义。

(美感は美麗と尊厳を含み、現象世界と実体世界のための架け橋である⁸。カントによって創造され、その後の哲学者でこれに反対した人はいない。(中略) 欧州近世の教育家、例えばヘルバルトは純粋に美育主義を主張している。)

ここで蔡元培が主張した「美感教育」はドイツの哲学者カント (Immanuel Kant 1724-1804) とドイツの哲学者、教育者ヘルバルト (Johann Friedrich Herbart, 1776-1841) の学説に由来することが分かる。

また、蔡は新教育五綱について次のように記述している。

以教育界之分言三育者衡之，军国民主义为体育；实利主义为智育；公民道德及美育皆毗邻于德育；而世界观则统三者而一之。

(教育界の「三育」の分け方で考えてみると、軍国民主義は体育であり、実利主義は智育であり、公民徳育及び美育は徳育に近く、世界観は三者の統一である。)

この「三育」とはつまり「智育」、「徳育」、「体育」を指し、当時中国で流行していたイギリスの教育者スペンサーの教育学説である。その由来を辿るならば、日本では明治以来、カント、スペンサー、ヘルバルトなど西洋の学者の著作が大いに翻訳・紹介され、特に明治20年代

⁸ 蔡元培は「對於新教育之意見」では、「世界には二面があり、紙に表裏がある如く、一面は現象といい、一面は実体という。現象世界の事とは政治であり、現世の幸福を作るのは鵠的となる。実体世界の事とは宗教であり、現世の幸福を脱するのはその作用である」と、「現象世界」と「実体世界」を定義している。

の10年間においては、ヘルバルト派教育学説が教育界を風靡し、教育現場においても皆ヘルバルト主義に帰一する有様であった⁹。清末の日本書籍の翻訳風潮の中で、こうした西洋の哲学、教育学説も日本書籍の翻訳を介して中国に伝わっている。「新学術」の開拓者とされる王国維はすでに1901年に立花銑三郎の『教育学』、1902年に牧瀬五一郎『教育学教科書』を翻訳し、中国にヘルバルト派学説を紹介していたといわれる。しかし、立花銑三郎自身がヘルバルト教育学をモデルとしていると述べているものの¹⁰、彼の『教育学』にはスペンサーの「体育」、「智育」類の「三育論」が入っており、純粹のヘルバルト教育学でもスペンサー教育学でもなく、欧米教育学理念の混合物として、中国に伝わったといえる。それと同様、上述した蔡元培の「對於新教育之意見」における新教育五綱の解釈にも西洋教育学理念を混合したような発想が窺われる。それは、中国が日本書籍を経由して西洋の教育学説を摂取したこととも関係しているが、当時の中国知識人たちは近代化を目指して焦慮し、欧米の教育学説の流派を峻別する余裕も持たず、「東洋的」と「西洋的」を区別することしか考えていなかったと思われる。この意味で、民国以後、中国が日本の教育モデルから次第に離れていく際にも、日本モデルから他国モデルに切り換えるという自覚さえ持っていなかったのではないか。中国人研究者卒苑氏が指摘しているように、「当時の政界と学界のメンタリティーを考えれば、恐らく彼らは日本を独立的文化実体とは見なさず、焦慮と焦燥を募らせ、日本を目にしつつ心は西洋に向かっていたのではないか」¹¹。

1.2 「欧化と国粹を融合する」

蔡元培は「對於新教育之意見」で「公民道德」について次のように述べている。

公民道德とは何であろうか、それはフランス革命で掲げられた自由、平等、博愛ということに尽きる。孔子曰く、匹夫も志を奪うべからざるなりと、孟子曰く、大丈夫たる者、富貴も淫する能わず、貧賤も移す能わず、威武も屈する能わずと。これが自由であり、古の人は義と呼んだ。孔子曰く、己の欲せざる所、人に施すなかれ、と。子貢曰く、われ人のわれを加ぐ（暴力を加える）ことを欲せざるなり、われもまた人を加ぐなからんと欲す、と。これが平等で、古の人は恕と呼んでいた。孔子曰く、己の立たんと欲して、人を立て、

⁹ 海後宗臣『日本教育小史』（講談社、1978年初版）を参照。

¹⁰ 立花銑三郎講述、王国維訳『教育学』、『教育叢書』（初集）、教育世界社、光緒二十七年（1901）、p.1

¹¹ 畢苑『建造常識：教科書と近代中国文化転型』、福建教育出版社、2010年、p.79

己が達せんと欲して人を達すと。これは博愛ということを行っているのである。古の人はこれを仁と言っていた。以上の三つは、全ての道德の根本であり、公民道德教育の全体である。

蔡元培はフランス革命で掲げられた「自由、平等、博愛」を「義、恕、仁」によって解釈している。「自由、平等、博愛」はブルジョア階級の道德概念であり、ブルジョア階級が封建主義と戦うときに精神上の武器として使用したものである。「義、恕、仁」は中国封建社会における士大夫の道德概念である。中西学に通じた蔡元培は、全く異なる社会基盤に成立した「自由、平等、博愛」と「義、恕、仁」の超イデオロギー的共通性を抽出することによって、中西道德、古今道德の通路を作ろうとしている。また、蔡は次のように教育宗旨に掲げられた「軍国主義」、「実利主義」、「德育主義」、「美育主義」と中国古代の「六芸」及び西洋の近代教育学説とを対照している。

五者、皆近日教育所不可偏废也。(中略) 以中国古代之教育证之、虞之时、夔典乐而教胄子以九德、德育与美育也。周官以乡三物教万民、六德六行、德育也。六艺之射御、军国主义也。书数、实利主义也。礼为德育；而乐为美育。以西洋之教育证之、希腊人之教育为体操与美术、即军国主义与美育也。欧洲近世教育家、如海尔巴托氏纯持美育主义。近日美洲之杜威派、则纯持实利主义者也。

(五者はどれも今日の教育に欠かせないものである。(中略) 中国古代の教育でそれを証明すれば、虞の時、典楽夔が音楽を使用して¹²、若者たちに「九徳」を教えたが、それが德育と美育であった。周の時代、官が「三物」を使用して¹³、万民を教えたが、(「三物」における)「六徳」、「六行」とは德育であった。「六芸」の射御は軍国主義であり¹⁴、書数は実利主義である。礼は德育であり、楽は美育である。西洋教育でそれを証明すれば¹⁵、ギリシア人

¹² 典楽は中国古代において祭祀の際に音楽、歌舞などを掌る官職。

¹³ 三物は「六徳」、「六行」、「六芸」を含む。ここでは前者の「六徳」、「六行」の意味で使用している。『周礼・地官・大司徒』によれば、六徳とは知、仁、聖、義、忠、和から成っており、六行が孝、友、睦、婣、任、恤から成っているという。

¹⁴ 「六芸」は儒学で学生に求める六種の技能であり、『周礼・保氏』によれば、「礼、楽、射、御、書、数」という。原文：养国子以道、乃教之六艺：一曰五礼，二曰六乐，三曰五射，四曰五驭，五曰六书，六曰九数。

¹⁵ 六芸の「射」は弓術、「御」は馬車を操る技術、「書」は文学、「数」は数学、「礼」は礼節、「楽」は音楽を意味する。

の教育は体操と美術であり、それは軍国主義と美育である。ヨーロッパ近代の教育者ヘルバルトは純粋な美育主義者であり、最近アメリカのジョン・デューイは純粋な実利主義者である。）

ここで蔡元培は新教育五綱を中国古代の「六芸」及び西洋の教育と対照し、その源流となる西洋の模範を示すだけでなく、伝統的教育理念との同質性を強調して、「古」にも根拠を求めようとしている。学校教育方針の改革は国民性の改造の最も重要な手段である。袁洪亮氏が指摘しているように、中国 20 世紀初頭の国民性改造は近代資本主義モラルと中国固有の倫理道德の共通性を過剰に強調し、自由、平等、独立など資本主義モラルの理解には尽く民族主義的歪みが付随していた。国民性改造論者は民族性と時代性のバランスを上手く取ることができなかった¹⁶。この現象は単に教育総長蔡元培だけの問題ではなく、この時代の進歩的知識人が共通して抱えていた限界でもあった。

第 2 節 『新編 中華修身教科書』における「欧化」と「国粹」

民国以後、各出版社が争って「新」教科書を制作した。1903 年 12 月から日本の金港堂と合併し、清末の教科書市場で圧倒的優位を占めて、日本ビイキとも言われる商務印書館と比べると、同じ民国以後の代表的な出版社として、民国と同時に成立した中華書局は「教科書革命」のスローガンを前面に押し出し、「旧」教科書を批判して、「新」教科書売り出し、軌道修正の傾向をとりわけ明白に示した。以下では中華書局の看板シリーズ『新編 中華修身教科書』を取り上げ、類似した徳目をめぐって、「欧化」と「国粹」が交錯している様相を具体的に検討する。

2.1 「博愛」——「愛衆」

光緒新政以来、清末の修身教科書は日本の修身教科書に倣って、徳目主義を取り、「博愛」、「職業」などの徳目用語がすでに定着していた。しかし、『新編 中華修身教科書』ではそれらの定着した徳目用語が使用されず、中国古典に由来し、類似した意味の用語が使用されるケースがある。例えば、第七冊第 19 課は「愛衆」が題となっている。そこには「李广为将颇廉 仕汉四十余年。所得赏赐 辄分与其下（後略）」（将軍李広は頗る廉潔であり、漢に四十年余仕え、賜り物は全て下に分配していた）と記されている。清末以来、このような古典的内容であっても、基本的に日本修身教科書から学んだ「博愛」という徳目に盛り込むことが一般的であった。典

¹⁶ 袁洪亮『人的現代化：中国近代国民性改造思想研究』「新民：20 世紀前後の国民性改造思想」の部分（人民出版社、2005）を参照。

型例として、商務印書館『最新修身教科書』第七冊第十二課「博愛」には、『弟子規』の「汎衆愛」を解説する際によく使われる「為仆煮粥」の物語が盛り込まれている。『新編中華修身教科書』はそれらと違って、修身教科書の徳目として定着した「博愛」をあえて使用せず、中国古典に由来する「愛衆」を用いている。それは国粋をアピールしようとすると同時に、西洋由来の「博愛」と中国古典由来の「愛衆」の共通性を強調しようとする意図があったからだと思われる。

2.2 「職業」——「明分」

日本国定一期修身教科書と同じように、『新編 中華修身教科書』には職業観についての課がいくつかある。前者を基準とするならば、『新編中華修身教科書』には近代的職業モラルと前近代的な「職業観」が混在している。以下には先ず日本の国定修身教科書における近代的職業観を見てみよう。

日本国定一期修身教科書の高等小学巻二の第25課「職業」は次のように記している

人は、かならず、職業に従事せざるべからず。職業に従事して、よく勉励するときは、その身の幸福となるのみならず、人にも利益を与へ、また、その国を盛ならしむるものなり。されば、富めるも、貧しきも、みな、一定の職業に従事して勉励すべし。職業を定むるには、自己の能力と事情とに^レ応じ、^レ適当なる職業をえらぶべし。一度、定めし職業は、かるがるしく、かふることなく、よく、勉励して、これが改良進歩をはかるべし。(傍点は筆者。)

「職業を定むるには、自己の能力と事情とに^レ応じ、^レ適当なる職業をえらぶべし。」とあるように、職業は自己の能力と事情に応じて選べるものであり、職業の選択が認められるということは職業の平等意識につながっている。また、職業と他人の利益、国家の利益との関連を強調することによって、職業の神聖性も示されている。そして、教科用書においても、特に職業の平等観・神聖観が強調され、職業選択の際の配慮が説かれている¹⁷。さらに、こうした職業観についての内容は単に「職業」の徳目においてだけでなく、他の教材を通じても強調されている。例えば、国定一期尋常小学巻四の第22課「教育」の取り扱いについて教師用書は次のように配慮している。

¹⁷ 国定一期修身教科書高等小学巻二 教師用書、pp.81-84 を参照。

人の職業はさまざまなり。或は農業に、或は工業に、或は商業に従事す。また文武の官吏、その他、種種の職業につくものもあり。これ等は皆よき日本人として、わが国の発達進歩を図るべき務を有するものなれば、相当の教育を受けて、道徳を修め日常必須の知識を養ひたる上職業に従事すべし。

ここで言われる「農業」、「工業」、「商業」、「文武の官吏」などは、封建社会において厳しく身分秩序に縛られていた階級的職分を示唆していると同時に、それらがすべて一つの概念の下に一般化されていることが「近代」を表している。また「相当な教育」という言葉によって、ある程度まで封建的身分秩序の浅存をほのめかしながらも、「相当の教育を受けて、道徳を修め日常必須の知識を養ひたる上職業に従事すべし」とあるように、職業と教育（知識の修得）の関連に強調しているという点で、職業の平等意識が示されている。

『新編 中華修身教科書』には日本の修身教科書と共通した近代的職業倫理を示す課目がある。以下に第八冊第3課「職業」の例を見てみよう。

人有常为之事 以维持其生活 是谓职业 士农工商是也 世运日近 分业益繁 人必择其适于己者 专习之 非可轻忽者也 无职业之人谓之游民 不惟其身无自立之乐 苟流为盗贼乞丐 且为社会之疾患

（人には常になすべきことがあり、それをもって生活を維持するものを職業という。士農工商がそれである。世運は日々進み、分業も益々複雑になる。人々は自己に合う職業を選んで一筋に学ぶべきであり、これを軽視してはならない。職業がない人は遊民と言われ、自分のことを考えず、自立の楽しみもない。盗賊、乞食に落ちぶれば、社会の禍にもなる。）

ここでは日本の修身教科書における職業観と同様、「自己に合う職業」、「一筋に学ぶべき」など職業の選択可能性、職業と知識の関連など近代的要素が見て取れる。しかも、職業は生活を維持するためだけではなく、「自立の楽しみ」ももたらすものであると述べている。「学ぶ」—「職業」—「楽しみ」という構図からは、近代的な「人」としての自立、自己解放の意識が読み取られ、民国最初期の教材として極めて進歩的であったと思われる。ところが、同じ『新編中華修身教科書』に近代的職業観が示されているが、職業観と対極をなしている前近代的「明分」（第六冊第5課）も盛り込まれている。「明分」（「分」を明らかにする）は、先秦時代の大儒学者荀子の代表的学説である「明分論」を典拠としている。「分」の具体的内容として、「貴

賤之等」、「長幼之差」、「知愚能之不能之分」、「分親疏」、「君臣上下」、「貧富之輕重」が挙げられている¹⁸。「分」の中には「長幼之差」、「親疏之分」のような先天的な血縁関係に基づく身分の差等もあれば、「知愚能不能之分」、「君臣上下」、「貧富之輕重」のような後天的にもたらされる非血縁性に基づく差異もある。要するに、荀子の「明分」論における「分」は人間を分ける差異である。これについて荀子は次のように述べている。

天有り地有りて、上下差有り。明王始めて立ちて、国を処するに制有り。夫れ兩貴の相事ふること能はざる、兩賤の相使ふこと能はざるは、是れ天数なり。勢位齋しければ、而ち欲惡同じく、物澹すこと能はざれば、即ち必ず争ふ。争へば即ち必ず乱れ、乱るれば即ち窮す。先王其の乱を惡む、故に礼儀を制し、以て之を分かち、貧富貴賤の等有りて、以て相相臨するに足らしむる者は、是れ天下を養ふの本なり¹⁹。

人間には上下、貴賤、貧富の差異があるからこそ、それぞれの欲求が満たされる。上に統治する人がいれば、下に仕えることもいて、混乱が生じない。荀子は上下、貴賤、貧富の差異の固定化に同意するわけではないと²⁰、封建社会を基盤とし、帝王の統治に注目する荀子の「明分」論は、身分社会的体制の理論根拠として、「分」が存在する必然性、必要性を強調し、人々がそれぞれの「分」を逸脱せず、安んずるべきことを説いている。『新編 中華修身教科書』第六課第5課「明分」の内容を見てみよう。

¹⁸ 「貴賤之等」、「長幼之差」、「知愚能之不能之分」(以上「榮辱篇」)、「分親疏」(「君子篇」)、「君臣上下」(「王霸篇」)、「貧富之輕重」(「富国篇」)。藤井專英注訳『新釈漢文大系5 荀子』(明治書院、1966年初版)を参照。

¹⁹ 原文:「分均則不偏,勢齊則不使。有天有地則上下有差,明王始立而処国有制。夫兩貴之不能相事,兩賤之不能相使,是天数也。勢位齊,而欲惡同,物不能澹,則必争;争則必乱,乱則窮矣。先王惡其乱也,故制礼仪以分之,使有貧富貴賤之等,足以相兼臨者,是養天下之本也。」

荀子「荀子・王制第九」、藤井專英注訳『新釈漢文大系5 荀子』、明治書院、1966年初版、p.221

²⁰ 荀子は「賢能は次を待たずして挙げ、罷・不能は頃を待たずして廢し、(中略)王公・士大夫の子孫と雖も、礼儀に属むこと能はざれば、即ちこれを庶人に歸し、庶人の子孫と雖も、文学を積み、身行を正しくし、能く礼儀に属めば、即ちこれを卿相・士大夫に歸す」と述べている。

原文:「賢能不待次而举、罢不能不帶頃而廢(中略)虽王公士大夫之子孙也、不能属于礼仪、則歸之庶人、虽庶人之子孙也、积文学、正身形、能属于礼仪、則歸之卿相士大夫。」

「荀子・王制篇第九」、藤井專英注訳『新釈漢文大系5 荀子』、明治書院、1966年初版、p.217

人之境位不同 各有其分 明分者 在貧不谄 在富不驕 在下不希榮附勢 在上不作威陵人 盖各行其所当行 各止其所当止也

（人の境遇、地位は異なり、それぞれに分がある。自己の分を弁える者は、貧しくても諂うことなく、富んでいても驕らず、下にあっても阿ず、上にあっても人を貶めず、各自為すべきことをなし、止めるべき所に止める。）

荀子の「分」は「人の境遇、地位」に応じて、為すべきことを指している。「自分の分を弁える者」は自分の「分」を越えず、「分」に安んじるべきだという。前掲の第八冊第 3 課「職業」では、日本の国定修身教科書における職業観の趣旨と同様に、必要な知識を学び、自分に合う職業を選び、それによって自立の楽しみを得るという主体的意思を強調する近代的職業倫理が示された。それに比して、第六冊第 5 課「明分」は、現実の差異を受け入れ、それに安んずるべきだという受動的意思を強調され、前近代的内容であると言わざるをえない。

2.3 「競争」——「去争」

『新編中華修身教科書』第四冊第 12 課「競争」は次のように記述している。

群儿集运动场为竞走之戏 一儿奋力争先 夺得红旗 众皆拍手

（子供達が運動場に集まり、競走の遊戯をしている。一人の子供は一生懸命に先を競って、赤旗を取った。皆は拍手している。）

中国の伝統社会では「競争」を指向するモラルは提唱されてこなかった。「競争」というよりは、むしろそれと相反する「去争」（競争を避ける）、「礼讓」など行為が美徳とされてきた。厳復は 1895 年にダーウィンの「進化論」を『原強』という表題で翻訳し、1898 年トマス・ヘンリー・ハクスリーの社会進化論（『進化と倫理』）を『天演論』という表題で翻訳した。清末の中国において一世を風靡し、「優勝劣敗」、「適者生存」というキーワードも大いに流行して、「競争」という概念も中国人に伝えられた。西洋近代において、社会倫理上の「競争」は資本主義の市場や経済活動によって培われ、その基本原理の一つとされて、「自由」、「平等」などの諸概念と共存している。しかし、当時の中国は民族資本主義が芽生えたばかりの時期であり、「競争」原理に基づく社会を持っていなかった。したがって、第四冊第 12 課「競争」では、子供が競走する場面を呈示して、先を競い合うことが「競争」であると説明するにとどまり、極めて表層的な意味にしか触れていない。ここでは、この「競争」という徳目の扱い方に注意しておきた

い。『新編 中華修身教科書』においては、中国の伝統道徳と齟齬し、中国人にとって馴染みにくい「自由」(第八冊第8課)、「平等」(第八冊第9課)などの徳目は、すべて高学年に盛り込まれているが、「競争」は低学年の第四冊に登場している。「新」をアピールした中華書局は、ポピュラーな「競争」概念を教科書に取り入れたものの、低次元の内容に止まっている。

他方、『新編 中華修身教科書』では、中国の伝統道徳で重視され、「競争」の対極をなす「自晦」(自分の才能を隠す)、「知足」(満足を知る)、「讓功」(功績を人に譲る)などの徳目が大いに盛り込まれている。

例えば、第六冊第6課「知足」には次のように書かれている。

蘇軾于庐左 拓地半亩 种菜以佐食 曾语人曰 菜味清而腴 梁肉不能及也 人生所需无几 得此已足 何患贫耶

(蘇軾は家の左側に半亩の土地を開拓し、食料を補うために、野菜を植えた。曰く、野菜は風味が豊かでありながらあっさりして、豪華な食事も及ばない。人は生きるために多くを必要とせず、これで十分満足である。何で貧しいことを恐れようか。)

題目の「知足」は『老子』の「知足者富」(足るを知る者は富む)を典拠とし²¹、自らの分をわきまえて、それ以上のものを求めないこと、分相應のところで満足することなどの意味で使用されている。前掲の「知足」の教材では物質的な欲を戒める趣旨が示されているが、中国の伝統道徳における「知足」は、単に物質的な欲に止まらず、精神面にも広く適用されている。しかし、この道徳はマックス・ヴェーバーの言うような資本主義の精神に適合するプロテスタントの世俗内禁欲とは異なり、「老子・辨徳第三十三」冒頭の「知人者智、自知者明」(人を知る者は智、自らを知る者は明なり)にあるように²²、「自知」(自らを知る)を前提として、自らの「分」を知り、その「分」相應のところで満足することを説く。「知足」は封建的身分社会における所定の「分」に満足すべきだという文脈に置かれている。

以上に述べたように、『新編 中華修身教科書』では近代的「欧化」モラルと前近代的「国粹」モラルの両方がともに盛り込まれている。教科書の全体を通覧してみるならば、「欧化」と「国粹」のどちらに偏っているのかは安易に判断しがたい。また、『新編 中華修身教科書』におい

²¹ 阿部吉雄、山本敏夫注釈「老子聖徳第三十三」、『新釈漢文大系7 老子莊子』、明治書院、1966年初版 p.65

²² 阿部吉雄、山本敏夫注釈「老子聖徳第三十三」、『新釈漢文大系7 老子莊子』、明治書院、1966年初版 p.65

ては既に定着しているが、洗練された徳目とはいえ、徳目として未分化の状態にある題目が多数存在する。例えば、第五冊第8課「以天下為己任」（天下の興衰治乱を自分の責任とする）、第五冊第10課「自晦」（自分の才能を隠す）、第六冊第5課「明分」（自己の分を弁える）、第六冊第18課「讓功」（功績を人に讓る）、第八冊第2課「不恥相師」（人に教わることを恥じない）などは、すべて中国の古典に由来し、それまでの修身教科書では使用されたことのない新しい徳目であった。そこでは相当に「国粹」が意識されていたと思われる。

2.4 「家」の扱い方

清末から広く使用されていた『最新修身教科書』、民国以後に強い影響力を持っていた商務印書館の『共和国教科書 新修身』及び中華書局の『新編 中華修身教科書』において「家」に関する徳目は非常に少ない。日本の場合も中国の修身教科書に大きく影響を与えた「国定一期」修身教科書（1904－1909）の「家」に関する徳目は非常に少なく、尋常小学用と高等小学用を合わせて一課程度である。その代わりに「宗族」、「祖先」、「孝行」、「父恩」、「母恩」、「親子」、「兄弟」、「姉妹」、「夫婦」など家族構成員の関係に関する徳目は大いに盛り込まれている。つまり、家族を一つの単位と見なす倫理道徳は非常に少ないのである。先ず日本の「国定一期」場合を見てみよう。

日本国定一期修身教科書の高等小学校用第二冊第1課「家庭」は、次のように述べている。

家内のもの、おのおの、その務めをつくし、たがひに、その身をつつしむときは、一家の内むつましくして、その樂大なり。家庭にては、よく、父母、祖父母をうやまひ、その命にさからふことなく、その仕事をてつだひ、兄弟姉妹となかよくし、下女下男をいたはるべし。家内のもの、むつましく、くらすときは、一家の幸福をきたすのみならず、国の幸福の基ともなるべし。

格言 笑フ門ニハ福キタル。（傍点は筆者、以下同様。）²³

国定一期修身教科書高等小学校用の第二冊第1課「家庭」は、家族の構成員として祖父母、父母、その兄弟、姉妹がそれぞれの務めを果たし、「下女下男をいたは」り、睦ましく、「その樂大なる」理想的な家庭像が示されている。最後の格言「笑フ門ニハ福キタル」とあるように、家法が厳しい封建的家族と対照させて、近代的家庭においては「笑」いがキーワードとなっている。

²³ 海後宗臣、仲新編纂『日本教科書大系第3巻 修身』、講談社刊行、p.50

中国の場合を見ると、『新編 中華修身教科書』第七冊第13課「家法」は次のように記している。

張夫人有少女 教之有法 虽居常至细微事 亦不稍忽也 长适吕希哲 一日 夫人往视女 见房后有釜盥之属 心滋不悦 曰 饮食必有定时 儿女子岂可私作饮食坏家法耶

(張夫人には幼い娘があり、礼儀正しく躡けて、日常の細かい所までも疎かにしない。娘は大きくなり、呂希哲氏に嫁いた。ある日、張夫人は娘を訪れ、部屋の奥にある鍋、食器などを見て、悦ぶことができずに言った。「食事は必ず決まった時間にすべきです。女子供は単独に飲食して、家法を破ってはいけません。」)

『共和国教科書 新修身』第五冊第10課「家庭」は以下の通りである。

父母子女同抛家庭 或出就職業 或在家操作 或入校讀書 及其暇時 即一室歡叙 誠家庭中樂事也

(家庭には父母、子供がいる。外に出て働く人もいれば、家の中で家事をする人、学校で勉強する人もいる。暇な時に、一つの部屋で歓談することは、家庭にとって誠に楽しい。)

同じ民国初期の修身教科書であるにもかかわらず、『新編 中華修身教科書』と『共和国教科書 新修身』とでは「家」を扱う趣旨は大いに異なっている。『共和国教科書 新修身』第五冊第10課「家庭」では、日本の国定一期の「家庭」よりも一歩進んで家族内の長幼秩序や家族構成員の心得などには一切触れず、家族関係が平等で、ともに「樂事」(楽しいこと)を与えると、西洋中産社会が目指した近代的家庭の意義が付与されている。さらに、「祖父母」について言及しておらず、西洋的な核家族がモデルになっていることが分かる。中華書局『新編 中華修身教科書』の出版は、商務印書館『共和国教科書 新修身』より遅く、ライバルとして商務印書館の『共和国教科書 新修身』を意識しているはずだが、それにもかかわらず、『新編 中華修身教科書』第七冊第13課「家法」は封建的、家父長的家族内の秩序、おきて、仕来り、子供への躡など所謂「家法」の支配する家庭像が打ち出されている。それは中華書局『新編 中華修身教科書』が示した伝統への拘りでもあった。

2.5 「公益」——「公德」

日本国定一期修身教科書では「自立自営」、「産業を興せ」、働きながら勉強するなどの経済活

動に関連した実学主義的徳目及びそれに即したプロット構成が高い比率を占めている。具体的に言えば、尋常小学校用第三冊第5課「勤勉」、第三冊第7課「自営」、第四冊第9課「勤勉」、高等小学第一学年第18課「自立自営」、第22課「勤労」、高等小学第二学年第9課「自立自営」はすべてその種類に属する。また、「勉強」、「学問」に関する徳目においても、働きながら勉強したり、苦学して貧しい家を建て直したりするような状況設定が多数あり、経済的自立、学問と経済的自立の両立などの道德倫理が重視されている。日本国定一期修身教科書だけではなく、「学制」（明治5年）以来の日本の修身教科書には、自立、勤労の道德倫理をとりわけ重視する傾向が窺われる。「学制序文（被仰出書）」では「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんのは他なし身を脩め智を開き才芸を長ずるによるなり而て其身を脩め知を開き才能を長ずるは学にあらざれば能はず是れ学校の設あるゆゑん」とあるように²⁴、「其身を立て其産を治め其業を昌に」することが、学校教育の目的として最も重要視されている。それは福沢諭吉が『学問のすゝめ』（1972—1976）に掲げる「一身独立」の主旨とも共通し、個人的努力による経済的自立、「産を治め」、「業を昌に」といった近代資本主義的モラルを植えつけようとする意図を示している。明治12年の「教学大旨」以後、儒教主義を基本とした皇国思想への方針転換が図られたとは言え、日本の資本主義の興隆に伴って、個人の経済的自立、財産・資本の蓄積、産業興隆の提唱は相変わらず国民教育の重点として修身教科書に反映されている。

上述した近代実学的意識と関連して、「教育ニ関スル勅語」（1890）で「公益を廣め」と明記し、それ以来「公益」は日本国定修身教科書の定番徳目となる。具体的に言えば、国定一期修身教科書では尋常小学第三学年第26課、第四学年第19課、第五学年第20課、高等小学第一学年第21課、高等小学第二学年第22課の徳目はすべて「公益」である。つまり、個人の経済的自立によって財産・資本が蓄積され、その一部が「公益」の形で再び社会に還元されることが良性循環をなす理想的近代社会の構図である。この意味で「自立自営」と同様、「公益」も近代的社会倫理の重要な柱である。この徳目については例えば、尋常小学第三学年第26課「公益」から知ることができる。

佐太郎の村に、どばしがありました、たびたび、そんじて、村の人たちが、なんぎをしました。佐太郎は、人人とそーだんして、それを石ばしにかけかへました。それからは、こわれることもなく、村の人たちは、たいそー、よろこびました。よのためになることを

²⁴ 文部省『学制百年史（資料編）』帝国地方行政学会、1972、p.11.

するのは、人のつとめであります。²⁵

以上のように、日本の国定修身教科書を見れば、「公益」の内容は全て公共施設の建造に貢献する人物の物語であり、物質面に焦点が当てられている。中国の場合、日本の修身教科書を模倣する清末の風潮の中で、「公益」という徳目も「公益」或いは「興益」として導入された。例えば、清末に圧倒的な人気を誇った日中共同制作の商務印書館版『最新修身教科書』（1905）には、第四冊第17課「興益」（大船を造る）、第五冊第16課「公益」（堤防を造る）、第十冊第2課「公益」（個人の財産で窮民を救済する）が盛り込まれ、日本と同様に物質的社会貢献が中心になっている。しかし、日本の修身教科書と異なるのは、「公益」と相前後して「公德」の徳目が配置される場合が多い。例えば、第四冊第16課「公德」の後に第17課「興益」を置き、第十冊第2課「公益」の後に第3課「公德」を置いている。「公德」は日本の国定修身教科書に見られない徳目である。この現象はどのように解釈すべきだろうか。

当時、中国の進歩的知識人は中国に最も欠けたと言われた「公」の精神を求め、日本の修身教科書から「公益」を学んでいた。しかし、彼らはその物質的社会貢献という点に違和感或いは物足りなさを感じたに違いない。というのは、中国の伝統文化の文脈において、風雅の士大夫らは財産、金銭などの話題に触れることを禁忌として、できるだけ避ける傾向があった。例えば、『世説新語・規箴』では「阿堵物」の典故がある。六朝時代に雅に憧れている王夷甫は金銭を口にすることを恥じて、「阿堵物」（六朝の口語で、「これ」の意味）と言ったという。そうした伝統的心性によって、同じ近代的「公共性」を教える文脈で、物質面を重視する「公益」を補うために、「公德」が盛り込まれたのだと思われる。

『新編 中華修身教科書』には清末の『最新修身教科書』と同じ発想が見られる。二課の「公益」以外に、「公德」も二課盛り込まれている。『新編 修身教科書』第四冊第14課「公德」には次のように語られている。

公众之物 当视如己物 勿加毁损 公众之地 勿高谈剧笑 致妨他人

（公共の物を自分の物のように扱い、壊してはいけない。公共の場所では人に迷惑をかけるような大声で談笑してはいけない。）

第六冊第12課の「公德」では以下のように語られている。

²⁵ 海後宗臣、仲新編纂『日本教科書大系近代編 第三巻 修身』、講談社、1962年、p.25

辽萧韩家奴。操谊端恪。有一牛。患病不任驱策。其佣人得善价。已售之矣。往告萧。萧曰。利己损人。吾所不为。乃亟命其人。归值取牛。

（遼の時代の蕭韓家奴という人は品行が方正であった。一匹の牛が病気にかかったので、使用人は高い価格でこの牛を売った。蕭韓家奴はその報告を受けて、言った。自分を利して、人に損をさせるようなことはすべきでない。それで、すぐに代金を返し、牛を連れ帰るように使用人に命じた。）

以上の第14課「公德」の内容は「礼儀」や「対人」などの徳目に当てはめることが可能であり、第六冊第12課「公德」の内容は「正直」などの徳目に当てはめることも可能である。しかし、従来の徳目に当てはめず、「公德」の徳目として盛り込んだのは、伝統道徳からみれば抵抗感のある物質的社會貢献重視の「公益」を「公德」で補い、近代的「公共性」を強調しつつ旧文化伝統との齟齬を中国流に調和、統合しようと意図している。『新編中華修身教科書』における二つの徳目の配列もこのことを裏づけており、第四冊第13課「公益」の直後に第14課「公德」が置かれ、第六冊第13課「公益」の前に第12課「公德」が取り上げられている。清末の『最新修身教科書』と同様、こうした相前後する配列には、編纂者が同じく公共性に寄与する「公益」と「公德」の相違を意識し、「公益」と「公德」が相互に補完する「公共性」を強調しようとしたのだと思われる。20世紀の「国民性改造」思潮と修身教科書の連動についてはまた別稿に譲るが、民国の修身教科書制作において、従来の文化伝統を重視し、近代的倫理との調和に腐心し、民族性改造に資する「公德」に大きな意味を込めたことは明らかである。

おわりに

1912年、民国の初代教育総長蔡元培は新教育主旨を発表し、従来の日本をモデルにした旧教育五綱の改良に務めている。彼は自由、平等、博愛などの極端な欧化を示す公民道徳を唱え、欧米の近代的教育学説を取り入れると同時に、近代的モラルと伝統的倫理道徳の共通性を過剰に強調し、「国粹」と「欧化」を融合する教育理念を呈示した。そうした教育方針に従って、民国成立と同時に成立された中華書局の『新編 中華修身教科書』には、類似した徳目をめぐって近代的、前近代的内容が齟齬しながら混在し、「欧化」と「国粹」が不連続的に振じれた姿を示している。それは近代的徳目と古典的内容というズレを抱えた清末の代表的修身教科書、商務印書館『最新修身教科書』よりもっと複雑な様相を呈している²⁶。当時の中国進歩知識人は日

²⁶ 拙文「張元済と商務印書館『最新修身教科書』(1905)」(『文化記号研究』創刊号、文化記号研究会、2012年3月)を参照されたい。

本モデルという文化媒介を次第に離れ、近代化の焦慮と民族主義のアンバランスの中に困難極めて近代化と独自性を探ろうとしている。